

琉球大学学術リポジトリ

地位協定・SOFAの適用（STG-陸上施設・区域）(5)

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): ユナイテッド・シーメンズ・サービス, 那覇空港, 橘アメリカ局参事官, リー参謀長, 愛知外務大臣, マイヤー大使, 吉野・スナイダー会談 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43406 |

吉野
スチール
1
(5/1)

極秘
無期限
邦の内
務

シ
外務省

| | | |
|-------|--------|--------|
| 大臣 | 条約局長 | アメリカ局長 |
| 事務次官 | 条約課長 | 参事官 |
| 外務審議官 | 安全保障課長 | 北米第一課長 |

吉野・スナイダー会談

46.5.1
北米第一課

1日吉野アメリカ局長が在京米大使館スナイダー
公使と会談した際、VOAの他次の諸問題が
討議された。

1. 沖縄にある基地のうち、一部を国連軍基地
に提供しなければならぬ問題があるが、これ
は返還前にした方がよいのか、返還後にした方
がよいのか、日本側の感触をまきたい。いず
れにせよ、日本本土内の基地と同様特許問題

GA-5

外務省

ありとは思われない旨述べた。
これに対し、当方よりいずれ回答したい旨
（検討の上）

応答しおいた。

2. SR71については、日本側は国会等で質

問を受け、場合によっては、これは単に観測機で
あり、他国の領空を侵している事実は承知して

いない旨述べることも、仮にこれに反するコ
スがある場合にも、これは単なる speculation

でなしに confirmation もない旨応答され
てよいのではないかと述べたので、わが方

の立場は依然米側から一札をもらうことで
ありと強く主張しておいた。なお、先方は

SR71が中国の上空を飛んでいないことは
現在まで中国側からなんらこれにつき protest

GA-6

外務省

を受けていることからも明らかであること
を述べた。

3. グリーン・ベレーの才3国人訓練について
先日愛知・マイヤー会談で愛知大臣の

わかれが^{必ずしも}明確でなく、専ら情報学教に
ついていわれているように受けられたが

ためので、わが方より才3国人訓練はい
かなる場合にも許されず、グリーン・ベレー

についても勿論同様であること述べたこと、
先方はこの次の会談の際この点をもう一度

はっきりさせてくれると有難い。いすれにせよ、
日本側の立場は安保条約の枠内でおさま

るということであり、本土で行っていないことは
沖縄でも行ないたいということであると承

知して差支えないかと述べたので、そのとおり
であると述べた。

4. 外資系企業の問題につき、日米間の差翰
の文言に關する立場はかなり近くなつたが、

要するに米側の立場は沖縄系企業関係者
に沖縄返還を sell することにあり、後つて

文言も *optics* に彼等にアピールするものでな
ければならない。その見地から実質は日本側

としても、もう少し表現について譲歩してほしい。
今の段階では彼等に返還に反対されるの

が一層困ることであり、返還後は日本側が
どう料理してもよほや我々に對する限り目

的を達したことになるのではないかと述べた。

極 秘
無 期 限
10 部の内
9 号

沖繩返還問題
(吉野・スナイダー会談)

昭和46.5.6
アメリカ局北米第一課

6日吉野アメリカ局長は在京米大使館スナイダー
ー公使と本件につき会談を行なつたところ、要旨
次のとおり(井川条約局長等同席)。

1. スナイダーの台湾訪問

スナイダー公使より、大要次のごとく述べた。

台湾において尖閣諸島問題はエモーショナル
な問題となつており、中共は本問題を巧妙に
EXPLOIT している。自分(スナイダー)は本件に
つき台湾政府関係者と DEBATE はしなかつたが、
本問題は日本政府の問題でもあるので、日本側
と話合つてみてはいかがかと示唆された。

2. 返還協定関係

(1) 前 文

日本側案にて合意の旨確認(ただし、一部
文言につき本國政府に確認中)。

(2) 第1条(返還領域)

先方より、合意議事録案(4月24日付)も含

め原則として日本側の考え方に異存なきも、
ワシントンからワーディングについては若干
の修正があつたと説明。

(3) 第2条(条約適用)

先方より、日本側案にて確定の指摘。多数
國間条約の適用に関するトーキング・ペー
ーについては本國政府の意見を求めている由。

(4) 第3条(施設・区域)

(イ) 先方より、本國からの日本側案に対する
回答未接達であるが、たとえ復帰の際必要
な DOCUMENTATION が完了していなくとも、
これを完了したものとみなすという簡易手
続(SUMMARY PROCEDURE)を認めて欲しい旨
要請。

(ロ) これに対し当方より、上記は簡略、ラス
ク方式と選ぶところなく、完了せざるもの
を完了したものとみなすことはできない、
いいうることは復帰の際までに必要な手続
をすべて完了するよう双方が最善の努力を
行なうということである旨指摘。

(当方より、先日のSTG水域パネル第
/国会合の際、マクドゥーガル大佐が各水
域の境界はMISSION、使用火器等の変化によ
り常に変りうるので復帰時まで確定しえず、
この点は陸上施設についても同様であると
の趣旨を述べていたが、上記は従来の米側
説明に反するし、これをそのままにして日
本側のみ100%の保証を求めるはUNFAIR
なる旨指摘せるところ、先方は、施設の境
界は現在の境界線の範囲内で確定(DRYLINE)
されるべきものなる旨述べた。)

(4) 先方より、上記(4)のSUMMARY PROCEDURE
を秘密交換書簡の形で確認したい旨提案、
当方より、かかる形式の問題を討議するよ
りは、まず実質問題を事務レベル(当方
米北/長、米保長、糸条長、先方シャーマン、マイヤ
ーズ両参事官、シュミツ法務官等)で早急につめ
る方が先決である旨示唆、先方これを了解し、
施設・区域のリストについての訓令も送達
しているとの、この点も併せて討議せしめ
たい旨付言。

(5) 当方より、施設小委の席上 SENSITIVE
AREA として米側より詳細説明を受けえな
かつた施設につき追加説明方要請、先方は
弾薬庫あるいは通信施設という以上の説明
が果して必要なりや、いずれにせよ復帰後
これらの施設は本土においても単に通信施
設として説明されているものもあるではな
いかと説明。よつて当方より、国会との関
連もあり、詳細な説明を受ける要あり、詳
細内容が分らずに提供合意案は作成できな
い旨再度強調しおいた。

(5) 第4条(請求権)

(4) 先方より、(a)軍用地復元補償、及び(4)海
没地補償につき、講和前補償についてはも
はや予算請求は行なわないとの対議会のコ
ミットメントもあり、日本側請求には応じ
られないが、復帰の際157エーカーに及ぶ米
軍駐立地が日本政府のものとなるのである
から、上記は上記(a)(4)を補つてあまりある
価値を有するというのが米側の考え方であ
る。

(4) 当大使館限りの考えであるので、正式に提案することはできないが、請求権放棄案項見合のすべての請求権解決のため、日本政府に50万ドル程度を支払うことも考えられる。

(5) 当方より、米側のいう議会へのコミットメントにつき、議事録等による限りはそれのようなコミットメントありとは思われぬ旨指摘せるところ、確かにその種のコミットメントをしていると承知しているので、さらに議会関係資料を調査中である旨反論。

(6) 第5条(裁判権)

先方より、軌道に乗っている (ON THE RIGHT TRACK) 旨コメント。

(7) 第Y条(財政案項)

(4) 当方より、日本側としては、共同声明第5項に言及することに最大の関心があり、愛知大臣もこの点を強く主張しており、財政交渉の経緯に照しても、また政治的にも譲りえざる点である旨を強調した。

(4) 上記に対し先方は、共同声明第5項に *specifically* に言及することについては、ワシントンは強い難色を示しており、たとえば共同声明全体を引用するといつた一般的表現にすべしというのが米側の考え方である旨述べた。

(5) さらに先方より、原子力法上大統領は核兵器の存否を外部に対し明らかにしえない旨述べたので、当方より、原子力法は大統領がかかる通報を行なうことを妨げるものにあらず、従つて核兵器の問題を事前協議の対象とすることを排除するものではないことは、これまでわが方が国会においてしばしば説明してきたところである旨、及び共同声明第5項ですでに明らかにした趣旨を協定文中で *repeat* することは差支えないのではないかと指摘。先方は、その点は承知しているが、自分(スナイダー)は原子力法の専門家でもないので、確定的なことを述べるのは差し控えたい旨述べ、いずれにせ

上、日本案を検討してみることとした旨述べた。

3. 外資問題

先方より、問題点は煮詰つており、あとは表現 (PRESENTATION) の問題である旨指摘。当方より、なお関係省庁と調整中である旨説明。

4. VOA

当方より、本件については次回の愛知大臣・マイヤー大使会談 (10日を予定) でとりあげることとした旨指摘。

5. B52米沖

当方より、2日のB52米沖に関連し、同機が悪天候の場合の避難等は別としても、再び沖縄に移駐されることはないとの確認をえたく、その旨愛知大臣より明らかにすることを考えた旨述べたところ、先方は、復帰後B52の移駐が事前協議の対象となることは当然であるが、復帰前は米軍は在沖米軍施設を自由に使用するのであり、B52の沖縄再移駐の可能性をFORGOLOSEするがごとき措置はとりえざる旨述べた。

6. 共産党議員調査団訪沖

当方より、標記調査団が4日嘉手納空軍基地内に核兵器点検室がある旨を発表したとの新聞報道に言及、かかる問題につき国会で質疑のありたる場合は、(1)上記を否定するか、または(2)米側よりの通報はないとの趣旨をもつて応答してきたつたところ、本件につきなんらかの情報をえたい旨述べたところ、^(先方は)上記調査団が施設の視察をした事実はないのは指摘するまでもないが、米側はこれまで核兵器の存否を明らかにしたことはなく、また共同声明第5項により返還後の核抜きは明らかであるから、核兵器点検室の存否のいかんはIRRELEVANTなことである旨答えた。

7. 毒ガス撤去問題

(1) 当方より、屋良主席要請 (第2次ルート建設費用の支払につき対米交渉を求めるもの。) を伝えたところ、先方は、(1)米側はジョンストン島の施設建設工事促進のためすでに相当の追加支出を行ないおり、また(2)第1次移送ルートは十分安全であつて、本来変更の要はな

いとこの立場をとつているので、米備としてこれ以上の追加支出は行ないえない旨、さらに米備予算の枠内での調整は不可能につき、日本備拠出をえない限り工事が開始できない旨述べた。

(2) 当方より、米備が支払に応ぜざる場合は、日本備にて建設費負担の用意がある旨述べたところ、先方より、時間もさしせまつているので、今週中ないし来週月曜(10日)にても送金願えまじきやと質し、当方より約束はしかねるが、その難に沿つてできるだけ努力すべき旨回答。

8. 労務問題

当方より、12、13の両日労務問題の詰めを行ないたい旨述べたところ、先方より、ジャコブソン大佐は目下施設庁調査団訪沖、全軍労働関係等に忙殺されているが、日本側の意向に沿うべく努力中なる旨説明。

9. その他

先方より、在沖縄記念碑(バックナー・メモリアル

等)の復帰後の取扱の問題についての検討促進方要望あり、当方上記を了とす。